定医療情報等取扱受託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第十四条	第八条第一項	第二十八条
第二十二条の三第一項及び第三項	法第二十四条の二	法第二十九条の規定により読み替えて適用する法第二十四条の二本文

（医療情報の提供に係る事前の通知等）

第二十八条　［略］

2　医療情報取扱事業者が、法第三十条第一項又は第二項の規定による届出をするときは、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一　［略］

二　様式第二十九による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク又はこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を提出する方法

3　［略］

4　法第三十条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の更新の方法

二　当該届出に係る医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を開始する予定日

（医療情報の提供に係る医療情報取扱事業者による公表）

第三十条　医療情報取扱事業者は、法第三十条第三項の規定による公表がされたときは、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一　法第三十条第一項の規定による届出を行った場合　同項各号に掲げる事項

二　法第三十条第二項の規定による変更の届出を行った場合　変更後の同条第一項各号に掲げる事項

三　法第三十条第二項の規定による医療情報の提供をやめた旨の届出を行った場合　その旨

様式第二十九（第二十八条第二項、附則第二条第一項関係）

届出日	年　月　日
届出番号	

届出書

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（第30条第１項・第30条第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第十四条	第八条第一項	第二十八条
［項を加える。］		

（医療情報の提供に係る事前の通知等）

第二十八条　［同上］

2　医療情報取扱事業者が、法第三十条第一項又は第二項の規定による届出をするときは、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一　［同上］

二　様式第二十九による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出する方法

3　［同上］

［項を加える。］

（医療情報の提供に係る医療情報取扱事業者による公表）

第三十条　医療情報取扱事業者は、法第三十条第三項の規定による公表がされたときは、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第一項に掲げる事項（同項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表するものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

様式第二十九（第二十八条第二項、附則第二条第一項関係）

届出日	年　月　日
届出番号	

届出書

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（第30条第１項・第30条第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所